

12.20 政府交渉報告討論集会にご参加下さい

日時：1月27日(日)	14:00~16:30
場所：港区民センター 梅	「弁天町」下車 徒歩7分
大阪市港区弁天 2-1-5	TEL:06-6572-0020
主催：ヒバク反対キャンペーン	連絡：072-792-4628 建部

12月20日、脱原発福島県民会議をはじめ9団体は、「放射線のホント」の撤回、再改定版放射線副読本の撤回、モニタリングポスト撤去方針の撤回、ALPS処理水の効用放出計画の撤回を求めて、復興庁、文部科学省、原子力災害対策本部（被災者生活支援チーム）、原子力規制庁との交渉を行いました。交渉には、福島、東京と関東周辺、大阪、兵庫、奈良、広島から46名が参加しました。

冒頭に、「放射線のホント」の撤回を求める署名 2万1234筆 を提出

昨年9月に27団体の呼びかけで署名運動を開始し、22団体の賛同を得て、12月20日現在、福島からの約1万筆をはじめ、各地から計2万1234筆の署名が寄せられました。

署名は今後も継続し、第2次集約1月31日、第3次集約3月31日です。

各省庁に、「放射線のホント」の撤回、再改定版放射線副読本の撤回、福島原発事故関連課題の「要請書」提出 賛同53団体

要請事項

1. 復興庁のパンフレット「放射線のホント」を直ちに撤回すること。
2. 再改定版「小中高放射線副読本」を直ちに撤回すること。
3. モニタリングポストの撤去方針を直ちに撤回すること。
4. ALPS処理水の海洋放出計画を直ちに撤回すること。
5. 年間20mSv基準による福島原発事故被害者切り捨て政策を直ちに撤回すること。
6. 原子力政策を推進し事故を招いた責任をはじめとする東電福島第一原発事故の国の責任を認めること。被害者の物的・精神的・金銭的損害の完全賠償を行わせること。踏みにじられ失われた被害者の人権を回復させること。住居費支援など打ち切られた支援を復活すること。避難指示区域住民の医療費無料化措置を長期継続すること。被ばくの健康影響に関する生涯無料の健康診断を行うこと。原発事故被害者への健康手帳の交付をはじめとする国の責任による被害者の健康・生活補償の法整備を直ちに行うこと。

福島の参加者を先頭に追及

- ・復興庁はビデオの放映を認めず、参加者の氏名確認を求めました。交渉においては、「放射線のホント」で福島原発事故の被ばくを単に「不要な被ばく」とし、「不当な被ばく」であることおよびそれをもたらした加害と被害を認めようとしぬ態度をとり続けました。
- ・復興庁、原子力災害対策本部は、福島原発事故の被ばくは公衆の被ばく線量限度1ミリシーベルトに違反するとの追及に、公衆の被ばく限度を定めた法令はないとして、違反を認めない対応で統一。
- ・原子力災害対策本部（被災者生活支援チーム）はたった1名の出席という異例の対応をしました。2017年2月の交渉で回答者不在に事態となった「年間20mSv基準による福島原発事故被害者切り捨て政策の撤回」について、その後質問書再提出と折衝を経て昨年7月5日の交渉で「原子力災害対策本が責任をもって回答する」と確約したにもかかわらず、今回もまた未回答部分の方が多いという全く責任放棄の対応を取りました。また、「線量告示に定められているのは個別施設に対する周辺監視区域外の線量限度で、国民の被ばく線量限度ではない」と強弁しました。
- ・原子力規制庁に対して、福島の参加者を先頭に、モニタリングポスト撤去方針の撤回、ALPS処理水の海洋放出計画の撤回を求め、厳しく追及しました。原子力規制庁は地元の意見を聞きながら検討を進めると回答しました。